

(参考資料1)

介護予防事業（改正法第115条の38第1項第1号事業）について

(1) 介護予防特定高齢者施策

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
ア) 特定高齢者把握事業	<p>○介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者(各市町村における第1号被保険者の概ね5%程度)の把握のため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>1) 生活機能に関する状態の把握</p> <p>2) その他</p> <p>—市町村内の要介護認定担当部局や保健部局において訪問活動を実施している保健師等との連携による実態把握</p> <p>—主治医等との連携による実態把握</p> <p>—地域包括支援センターとの連携による実態把握 等</p> <p>※事業の実施に資するよう、追って「基本チェックリスト」及び「基本チェックリストに基づき虚弱高齢者を把握する際の考え方」を参考までに配布する。各市町村においては、対象者の把握を行うに当たって、当該リストを関係機関等に配布するなど、適宜活用されたい。</p> <p>※なお、「生活機能に関する状態の把握」については、平成18年度及び平成19年度は、老人保健事業の基本健康診査と一体的に実施することとし、その財源は、老人保健事業において手当てすることとするので、市町村内関係部局において連携を図りつつ実施すること。</p>	第1号被保険者	市町村 ※地域包括支援センターに委託可 (「生活機能に関する状態の把握」を除く。)ただし、委託する場合においても、市町村は地域包括支援センターから把握の状況等について報告を受けておくことが必要。 ※「生活機能に関する状態の把握」については、医療機関に委託可。	○特定高齢者把握事業において得られた対象者個人に関する情報については、介護予防ケアマネジメントや事業実施の際に活用する観点から、地域包括支援センター、事業実施者に情報提供することが想定されることから、予め本人同意を得るなど、個人情報保護の観点からの対応が必要。

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
イ) 通所型介護予防事業	<p>○特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対し、介護予防を目的として、「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」又はこれらの事業に関するものであって、市町村において介護予防の観点から効果があると認められる事業を実施する。(なお、「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」又は「閉じこもり予防・支援」の観点から、うつ、認知症、閉じこもりのおそれがある(又はこれらの状態にある)高齢者に対して上記事業を活用することも差し支えないものとする。)</p> <p>○当該事業については、集団的なプログラムによる通所形態の事業(1回の事業で20名~30名程度の対象者に対して事業を実施する形態)を基本とし、介護予防ケアマネジメント事業において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施されるものとする。</p> <p>○また、事業実施者において、事業を実施するに当たっては、以下の手順により行われることが必要である。</p> <p>①個別に対象者の心身の状況をより正確に把握し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等の事前のアセスメントの実施(その際、対象者が無理なく事業が実施できるよう、対象者の心身の状況に照らした事業実施に係るリスク評価についても、よく主治医との連携を図りつつ、実施すること。)</p> <p>②当該アセスメント結果を踏まえた個別サービス計画の作成</p> <p>③当該計画に基づく事業実施</p> <p>④事業実施後のアセスメント</p>	特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者	市町村 ※市町村が適当と認める者に委託可	<p>○複数の事業を実施する場合には、それぞれの事業者間で電話連絡等により当該高齢者の心身の状況、実施している事業内容等に関する情報交換を行うなど、高齢者の状態に即して事業が適切に実施されるよう適宜連携を図ること。</p> <p>(ex.)運動器の機能向上事業と栄養改善事業の2つの事業を実施する高齢者について、運動器の機能向上を行う事業者が、栄養改善の事業者に対して事業対象者の栄養状態について適宜確認の上事業を実施するなど。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(1) 運動器の機能向上事業 転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>a 専門スタッフによるアセスメント 専門スタッフ（医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士等）は、事業開始前に対象者の身体機能の把握及び身体機能を踏まえた事業実施に係るリスク評価を行うとともに、併せて関連するQOL等の個別の状況についても評価・把握する。</p> <p>b 個別サービス計画の作成 専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。その際、実施期間については、概ね3月間程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、その効果が期待できる回数を設定すること。また、一定期間ごとに一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定すること。</p> <p>c 運動（ストレッチ、有酸素運動等）の実施 個別サービス計画書に基づき運動を実施</p> <p>d 専門スタッフによる事後のアセスメント プログラムの終了時に、参加状況、目標の達成度、身体機能、関連するQOL等を評価する。</p>	<p>(1)運動器の機能向上事業</p> <p>運動器の機能が低下しているおそれのある（又は運動器の機能が低下している）高齢者</p>		<p>(1)運動器の機能向上事業</p> <p>①事業の実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>②事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。</p> <p>③事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(2) 栄養改善事業 高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>A 個別的な栄養相談</p> <p>a 管理栄養士によるアセスメント 管理栄養士は、事業開始前に対象者に対して、身長、体重等の身体計測を行うとともに、食事摂取状況、アレルギー状況等を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。</p> <p>b 対象者本人による栄養改善のための計画作成の支援 管理栄養士は、アセスメント結果を踏まえ、対象者において栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常の食事の形態など、配慮すべき事項について説明し、当該説明を踏まえ対象者において行う計画づくりを支援する。当該計画は、概ね6月間程度とし、栄養改善に向けた食事に関する目標を定めることとする。</p> <p>c 情報提供 管理栄養士は、対象者による計画の実施に当たり、対象者の低栄養状態を改善するため、地域における食事づくりの会や食事会等を提供しているボランティア組織の紹介、高齢者の食事づくりに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等に関する情報提供を行う。</p> <p>d 管理栄養士による事後のアセスメント 管理栄養士は、計画終了後に、対象者の目標の達成度、低栄養状態の状況等を評価する。</p> <p>B 集団的な栄養教育 ○介護予防のための栄養改善の知識経験を有する専門家等により「食べることの意義」、「栄養改善のための自己マネジメントの方法」、「栄養改善のための食べ方、食事づくりと食材の購入方法」、「摂食・嚥下機能を含めた口腔機能の向上等の低栄養に関連する問題」等に関する講義又は実習による集団的な栄養教育の実施</p> <p>※なお、栄養改善事業の事業実施形態としては、「上記のAの単独実施」又は「上記のA及び上記のBの双方を同時に実施」する形態とする。</p>	<p>(2) 栄養改善事業</p> <p>低栄養状態のおそれがある(又は低栄養状態にある)高齢者</p>		<p>※栄養改善事業</p> <p>①事業Aの実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>②事業の実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、それぞれの地域の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行うことが必要である。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(3) 口腔機能の向上事業 高年齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>a 専門スタッフによるアセスメント 専門スタッフ（医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士等）は、事業開始前に対象者の口腔機能の状態の把握・評価を行う。</p> <p>b 個別サービス計画の作成 専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。その際、実施期間については、概ね3月間程度とし、実施回数は、概ね月1～2回程度とすること。</p> <p>c 事業の実施 事業の内容は、概ね以下の内容を含むものとし、専門スタッフの技量や対象となる高齢者の機能の状態等に応じて、柔軟に対応するものとする。また、対象者が、在宅においても口腔清掃や日常的にできる口腔機能の向上のための訓練を実施することができるよう適宜専門スタッフによる指導を行うこととする。</p> <p>①口腔清掃 ②咀嚼機能訓練 ③構音・発声訓練 ④嚥下機能訓練 ⑤呼吸法に関する訓練 ⑥食事環境についての指導 等</p> <p>d 専門スタッフによる事後のアセスメント 専門スタッフは、計画終了後に、対象者の目標の達成度、口腔機能の状態等を評価する。</p>	<p>(3)口腔能の向上事業</p> <p>口腔機能が低下しているおそれがある(又は口腔機能が低下している状態にある)高齢者</p>		<p>※口腔機能の向上事業</p> <p>事業の実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
ウ) 訪問型介護予防事業	<p>(4) 市町村において介護予防の観点から効果が認められる事業 (1)～(3)のほか、(1)～(3)の事業に関するものや、「うつ予防・支援」「認知症予防・支援」「閉じこもり予防・支援」に関するものであって、介護予防の観点から効果が認められると市町村において判断するものについて実施することとする。その際、実施する事業については、文献、モデル事業等により介護予防の効果が学術的又は実態として一定程度把握されているものとする。また、事業の実施に当たっては、他の事業同様、専門スタッフによるアセスメント、個別サービス計画の作成、事業実施、事後アセスメントによる評価というプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>○特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある（又はこれらの状態にある）高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。</p> <p>○当該事業については、介護予防ケアマネジメント事業において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施されるものとする。</p> <p>○また、事業実施者において、事業を実施するに当たっては、通所型介護予防事業と同様に、事前のアセスメント→サービス計画の作成→事業実施→事後のアセスメントという手順により行われることが必要である。</p> <p>【事業内容】</p> <p>a 保健師等によるアセスメント 保健師等は、対象者の居宅を訪問し、主治医ともよく連携を図りつつ、その者の生活機能全般の把握・評価を行う。その際、認知症、うつ等については、治療の必要性の有無を判定し、必要な場合には受診の勧奨を行うとともに、精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図ることも必要である。また、閉じこもり状態にある者に対しては、その要因等の聞き取りを行う。</p> <p>b 個別支援計画の作成 保健師等はアセスメント結果を踏まえ支援方法を検討し、概ね3月間を期間とした支援計画を作成する。</p> <p>c 支援の実施 具体的な支援においては、通所型介護予防事業や地域におけるフォーマル・インフォーマルサービス、公民館活動等を活用することとし、対象者の状態に照らしつつ、対象者が関心のあるサービスプログラム等への参加の呼びかけ等を実施することとする。また、定期的に対象者の居宅を訪問する等を行い、対象者の状況を確認することが必要である。介護予防ケアマネジメント事業において必要とされた者については配食サービス等を実施する。</p> <p>d 保健師等による事後のアセスメント 保健師等は、個別支援計画により設定した計画期間終了後には、対象者の居宅を再訪問し、改善状況等についてアセスメントを実施する。</p>	特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者（具体的には、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある（又はこれらの状態にある）高齢者を中心として、通所形態による事業実施が困難である者が対象）		<p>○事業の実施に当たっては医療との連携を十分に図ることとし、対象者が現に医療を受けている場合には、医師の指導を受けることが必要である。</p> <p>○閉じこもり、認知症、うつそれぞれの特定に応じた柔軟な対応が必要である。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
エ) 介護予防特定高齢者施策評価事業	<p>○各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施する。</p> <p>○事業評価は、原則として、年度ごとに、追って配布する事業評価項目（※概ね別添の項目を考えている。）により、アウトカム評価、アウトプット評価、プロセス評価をそれぞれ実施することとする。</p> <p>※アウトカム評価：要支援・要介護への移行防止等の事業成果に係る指標により行われる評価</p> <p>※アウトプット評価：投入された事業量に係る指標により行われる評価</p> <p>※プロセス評価：事業の実施過程等に係る指標により行われる評価</p> <p>○市町村においては、これらの評価を実施するため、介護予防事業対象者数、介護予防事業参加者数、事業開始前における事業参加者に係るQOL、主観的健康観等のデータ等について、常に収集・整理しておくことが必要である。</p>		市町村	<p>○介護予防事業評価事業については、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の実施に併せ、必ず実施されるものとする。</p>

(2) 介護予防一般高齢者施策

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>ア) 介護予防普及啓発事業</p> <p>イ) 地域介護予防活動支援事業</p> <p>ウ) 介護予防一般高齢者施策評価事業</p>	<p>○介護予防一般高齢者施策については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施するような地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 介護予防普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布、有識者等による講演会の開催 ・介護予防に関する知識・情報、各利用者の介護予防事業実施の記録等を記載する介護予防手帳（仮称）の配布 等 <p>(2) 地域介護予防活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修 ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援 等 <p>○原則として、年度ごとに、追って配布する事業評価項目（※概ね別添の項目を考えている。）により、プロセス評価を中心に事業評価を実施することとする。</p>	<p>第1号被保険者</p>	<p>市町村</p>	<p>○市町村においては、それぞれの地域においてNPOやボランティアによるものも含め、どのような介護予防に資する活動が実施されているのか、適宜その把握に努めること。</p> <p>○事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、特定高齢者の早期把握の促進等を図ることや、育成・支援されたボランティアや地域活動組織を介護予防事業の対象者や修了者の支援のために積極的に活用するなど、介護予防事業（特定高齢者施策）との有機的な連携に努めること。</p>

(別添) 現時点において考えている介護予防事業評価項目案について

1. 介護予防事業の事業評価

事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を設定する。

- ①プロセス指標：事業を効果的・効率的に実施するための事業の企画立案、実施過程等に関する指標
- ②アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する指標
- ③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標

(1) 介護予防特定高齢者施策評価事業

<プロセス指標>

例えば、以下のような項目についてチェックを行い、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。

- ①特定高齢者を適切に把握・選定するため、複数の把握ルート（チャンネル）を確保しているか。
- ②特定高齢者に関する情報を提供してくれた関係機関等へ、当該特定高齢者に対する事業の提供状況等について情報還元を行っているか。
- ③事業の企画・実施・評価に当たって住民の参画を求めているか。
- ④事業の実施状況を把握しているか。
- ⑤事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。
- ⑥事業の実施状況の検証に基づき、次年度以降の実施計画見直しを行っているか。

- ⑦事業実施に伴う苦情や事故を把握しているか。
- ⑧事業の効果を分析する体制が確立しているか。
- ⑨関係機関（地域包括支援センター、かかりつけ医、民生委員等）において情報を共有するため、共有する情報の範囲、管理方法、活用方法に関する取り決めをしているか。
- ⑩特定高齢者の個人情報共有されることについて、利用者への説明と同意を得ているか。
- ⑪事業実施後のフォローアップが適切に行われているかどうか。

<アウトプット指標>

以下の指標を用いて介護予防事業の実施状況の評価を行う。

指 標	評価方法
①介護予防ケアマネジメント実施件数（実施率）	<p>年度末に年間の介護予防ケアマネジメントの実施状況を集計し、実施予定件数及び実施件数により特定高齢者の把握状況の評価する。</p> <p>（実施率＝実施件数÷実施予定件数）</p>
②事業実施回数（実施率）	<p>年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し、実施予定回数及び実施回数により実施状況の評価する。</p> <p>（実施率＝実施回数÷実施予定回数）</p> <p>通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施内容別に集計することが望ましい。</p>
③事業参加者数（実施率）	<p>年度末に年間の事業参加者の状況を集計し、事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況の評価する。</p> <p>（実施率＝参加者数÷参加予定者数）</p> <p>通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施内容別に集計することが望ましい。</p>

<アウトカム指標>

以下の指標を用いて介護予防事業による効果の評価を行う。

指 標	評価方法
①新規認定申請者数	年度末に年間の新規認定申請者数を集計・分析する。介護予防事業の効果を直接反映する指標ではないが、前年比や年次推移等のデータを介護予防事業の効果の推計に活用する。
②新規認定者数（要介護度別）	年度末に年間の新規認定者数を集計し、要介護度別の新規認定者数の前年比、年次推移等のデータにより、介護予防事業の効果の評価する。
③「旧要支援+旧要介護1」の人数	年度末時点の「旧要支援+旧要介護1」つまり「要支援1+要支援2+要介護1」の人数を集計し、介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合）での人数との比較・検証により、介護予防事業の効果の評価する。
④介護予防事業参加者からの新規認定者数	年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し、その率（新規認定者数÷介護予防事業参加者数）により、介護予防事業の効果の評価する。
⑤QOL指標 （評価方法は要検討）	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後のQOL指標の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後にQOL指標が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果の評価する。
⑥主観的健康感 （※）	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果の評価する。
⑦基本チェックリストの点数	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の基本チェックリストの点数の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に点数が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果の評価する。

※）主観的健康感は、国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。

「あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない」

(2) 介護予防一般高齢者施策評価事業

<プロセス指標>

以下の5項目のチェックを行い、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。

- ①介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
- ②介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
- ③介護予防事業を推進するに当たり、介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
- ④ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催しているか。
- ⑤地域活動組織の求めに応じて、担当職員の派遣、活動の場の提供等の支援を行っているか。

<アウトプット指標・アウトカム指標>

介護予防事業（一般高齢者施策）については、市町村の創意工夫により様々な事業が想定されることから、事業内容等に応じて適宜指標を設定し、アウトプット及びアウトカムの評価を行う。評価指標の例を以下に示す。

【指標の例】

- ・ 介護予防に関する講演会の開催回数・参加者数
- ・ ボランティア育成のための研修会の開催回数・参加者数
- ・ 地域活動組織リーダー育成のための研修会の開催回数・参加者数
- ・ 地域活動組織への担当職員の派遣回数
- ・ 当該年度に新規に創設された地域活動組織の数

(参考資料2)

任意事業（改正法第115条の38第2項事業）について

以下に挙げる事業は例示であり、法律の趣旨に合致する限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である。

(1) 介護給付等費用適正化事業

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
○介護給付費の適正化事業	介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度の趣旨、良質な事業を展開するうえで必要な各種情報の提供や連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図る。	利用者、事業者	市町村	
その他の事業	その他、法律の趣旨に照らして適当と認められる事業		市町村	

(2) 家族介護支援事業

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
○家族介護教室	要介護高齢者の状態の維持・改善を図るためのさせるため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催する。	要介護高齢者を介護する家族等	市町村	
○認知症高齢者見守り事業	地域の見守り・支援体制を構築するため、 ① 認知症に対する家族や地域住民の偏見・無理解の解消を図るための広報・啓発活動、 ② 徘徊高齢者を早期発見できる仕組み（ネットワーク、機器等）の構築及び運用、	認知症高齢者を介護する家族	市町村	

<p>○家族介護継続支援事業</p> <p>その他の事業</p>	<p>③ 認知症高齢者に関する知識を備えたボランティア等が居宅を訪問し、見守りや話し相手をするなどの事業を実施する。</p> <p>家族介護者に対するヘルスチェックや健康相談の実施により疾病予防、病気の早期発見や、介護用品の支給、慰労のための金品の贈呈、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等の開催等により、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減する事業を実施する。</p> <p>その他、法律の趣旨に照らして適当と認められる事業</p>	<p>要介護高齢者を介護する家族</p>	<p>市町村</p> <p>市町村</p>	
----------------------------------	---	----------------------	-----------------------	--

(3) その他事業

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>○成年後見制度利用支援</p>	<p>① 成年後見制度の利用にかかる成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う。</p> <p>② 成年後見制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を行う。</p>	<p>①成年後見制度の市町村長による申立てにかかる高齢者で低所得の高齢者</p> <p>②高齢者やその家族</p>	<p>市町村</p>	
<p>○福祉用具・住宅改修支援事業</p>	<p>福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住</p>	<p>福祉用具や住宅改</p>	<p>市町村</p>	

<p>○地域自立生活支援事業</p>	<p>宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行う。</p> <p>高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、</p> <p>① 高齢者住宅における高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関等との連携を図り、高齢者の安心を確保する、</p> <p>② 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動やその活動を通じ、権利擁護、介護給付費の適正化、家族介護支援等に資する活動等を行うなど、様々な役割が期待される介護相談員の登録、派遣及び活動やその活動を支援する連絡会議等を開催する、</p> <p>③ 地域におけるネットワークの一つとして、栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く。）に対し、配食サービスを手段として活用し、その状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する、</p> <p>④ 加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態（グループリビング）に対し、支援プログラムの作成・調整や、近隣住民、ボランティア団体等による各般の支援体制の構築等の支援を行う、</p> <p>⑤ 家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日・24時間の随時対応ができる体制を整備する、</p> <p>など、住み慣れた地域で継続して生活することが可能となるサービスを地域の実情に応じて実施する。</p>	<p>修の活用を希望する要介護高齢者</p> <p>見守り等の支援が必要な60歳以上の高齢者</p>	<p>市町村</p>	<p>包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど、地域資源の活用に留意すること。</p> <p>配食サービスを活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることが基本となるが、利用料の設定の際、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。</p>
<p>○その他の事業</p>	<p>その他、法律の趣旨に照らして適当と認められる事業</p>		<p>市町村</p>	